

## 入船山公園多目的広場の使用に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、入船山公園多目的広場（以下「多目的広場」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (基本使用用途の原則)

第2条 多目的広場は、体育・スポーツ・レクリエーション及び健康で文化的な行事・集会のために供用するものとし、原則として次の表の左欄に掲げる多目的広場の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる用途に使用させるものとする。ただし、特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

多目的広場の区分	原則的な使用の用途
多目的広場 (A1～A4・B1～B4)	ソフトボール、グラウンドゴルフ等
多目的広場 (C)	軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等
多目的広場 (D)	サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等

### (占有使用が可能な期間及び時間帯)

第3条 多目的広場を占有して使用することができる期間及び時間帯は、それぞれ次のとおりとする。ただし、必要により、これらを変更することができるものとする。

(1) 使用可能期間 1月4日から12月28日まで

(2) 使用可能時間帯 午前7時から午後9時まで

### (使用手続等)

第4条 多目的広場を使用しようとする者は、多目的広場・運動場等使用申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による使用申込みは、使用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の承諾をしたときは、多目的広場・運動場等使用承諾書（以下「承諾書」という。）を当該申込者に対して交付する。

4 前2項の規定による申込書の受付及び承諾書に係る事務は、呉市体育館において行う。

5 多目的広場の使用の承諾を得た者（以下「使用者」という。）は、多目的広場の使用について係員の指示に従わなければならない。

### (使用承諾の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的広場の使用を承諾しない。

(1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。

(2) 当該使用により、建物や附帯設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあると

認められるとき。

(3) 火気の使用又は臭気，騒音等を発生させる使用をする場合であって，これに対する対策が十分でなく，他の利用者や市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

(4) 申込書の記載事項に虚偽があると認められるとき。

(5) その他多目的広場の運営等に支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は，多目的広場の使用を終了したとき又はその使用を中止するよう市長から命じられたときは，備付けの器具・物品を原状に復し，かつ，使用した場所を清掃しなければならない。

(賠償責任)

第7条 使用者は，当該使用により多目的広場を滅失し，又は損傷したときは，不可抗力による場合を除くほか，その損害を賠償しなければならない。

(事故等の責任)

第8条 多目的広場の営造物の設置又は管理に瑕疵がある場合を除き，当該使用中に生じた事故等の責任は，全て当該使用者にあるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか，多目的広場の使用に関する取扱いに関し必要な事項は，土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成28年4月1日から実施する。